



道州制特区に向けた提案(第1回)

北海道

目 次

道州制に関する取り組み	1
総合的な推進事項	2
道州制推進プラン	3
< プランの内容 >	
子育て環境充実プラン	4
高齢者・障害者暮らし安心プラン	8
行政のワンストップサービス推進プラン	12
野生動物保護管理プラン	16
地域一体型除雪・防災プラン	20
新事業・新産業創出プラン	24
地域雇用環境創造プラン	28
外国人観光客倍増プラン	32
活力ある農業・農村新生プラン	36

道州制に関する取り組み ～ 国から地方へ、官から民へ～

北海道における道州制特区

ねらい

北海道の視点

北海道の特性を踏まえた
住民サービスの充実
北海道経済の活性化と
自立へのステップ

全国の視点

国・地方を通ずる行財政
改革の推進
三位一体改革・規制緩和
を加速

道州制に向けた
総合的な推進に関する提案

～ 国の地方支分部局との機能等統合 等

道州制に向けた
テーマごとの取り組みに関する提案

～ 9つの道州制推進プラン

北海道から発信する新しい「この国のかたち」

総合的な推進事項

国の地方支分部局との機能等統合の検討

道州制先行実施に伴う財源移譲の検討

法令面での地域主権の推進（政省令等の適用範囲を縮小し、条例等によって基準等を設定できる範囲の拡大）

国・道・市町村の新たな一体的予算要求・執行・評価プロセスの構築の検討

生活・産業・防災関係等の情報システムの共有化の検討

郵便局、ハローワーク等の機能を活用した地域ネットワークの形成の検討

道州制北海道モデル事業の対象事業の拡大・補助基準の弾力化

取り組み事項の具体化を図るための推進組織の設置

道州制推進プラン

道州制推進プラン

道州制プログラムのテーマ掲載事項の中から、緊急的な課題を解決するための施策や北海道の独自性を活かすための施策などを組み合わせたもの。

〔道州制推進プラン作成に当たっての視点〕

道州制の先行実施の効果が道民にとって目に見え、実感できる取り組みとする。

地域の活性化に先導的・戦略的な役割を果たす取り組みとする。

北海道の持つ地域特性を踏まえた取り組みとする。

行政機関の垣根を越えて住民の視点に立った行政サービスが提供できる取り組みとする。

「道州制プログラム」は、道州制の先行実施に関する北海道の基本的な考え方や取り組みを示すもの。

〔道州制プログラムのテーマ〕

地域と暮らし

子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会

豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり

冬や災害に強い地域づくり

経済と雇用

経済再建に向けた産業・雇用政策の推進

世界に通ずる北海道観光の形成

日本の食・北海道を支える持続型農業・
漁業の確立

＜道州制推進プラン＞

子育て環境充実プラン

高齢者・障害者暮らし安心プラン

行政のワンストップサービス推進プラン

野生動物保護管理プラン

地域一体型除雪・防災プラン

新事業・新産業創出プラン

地域雇用環境創造プラン

外国人観光客倍増プラン

活力ある農業・農村新生プラン

子育て環境充実プラン

・合計特殊出生率(H14) 北海道1.22人 全国1.32人
(47都道府県中42位)
合計特殊出生率とは、「一人の女性が再生産年齢(15歳から49歳)を経過する間に産むと考えられる子どもの数」

現 状

北海道では、**全国を上回るスピードで少子化が進行**しており、将来の北海道を担う人材の不足や、若者の減少による地域の活力の低下が危惧されていることから、子どもを持ちたい人が安心して産み育てる環境づくりが求められている。

課 題

- ・幼稚園と保育所では、対象年齢、保育(預かり)時間などが異なるため、多様な住民のニーズや過疎化などといった北海道の特殊性に対応した子育て支援が必要となっている。
- ・家庭だけではなく、地域社会全体で子育てを支えるシステムづくりを図っていく必要がある。

課題: 幼稚園と保育所では、対象年齢や保育時間が異なるため、多様なニーズに対応できない

多様な子育てサービスの提供

幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和など

課題: 学校の空き教室の無償貸与は学校法人、社会福祉法人に限定

地域での子育て環境の充実

子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和など

子育て環境の充実

めざす姿

子育てに適した豊かな自然環境の中で、子どもたちが健やかに成長する地域社会
既存施設の有効活用などによる低コスト・高サービスの子育て環境

素晴らしい子育ての環境を持つ北海道

(北海道の特性)
安全・安心な食べ物
清浄な水、空気
雄大な自然など

幼稚園と保育園との一元化



子どもが減っている幼稚園
や保育園を一緒にしたら、子
ども同士のふれあいが増え、
施設の効率的な運営も可能と
なった。

学校の空き教室の開放



NPO法人による放課後の子ども遊び教室が開設され、安心して働けるようになった。
施設の有効利用が図られ、子ども達の仲間も増えた。

児童養護施設等の調理業務の外部委託



調理業務のアウトソーシングにより、コストダウンが図られた。



大自然に恵まれ、子育てに最適な北海道の環境の中で、子ども達がより健やかに成長できる地域社会をつくっていきます。



子育て環境充実プラン

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
多様な子育てサービスの提供	多様な住民ニーズに応じた子育てサービスの充実	幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和	<p>課題 ・ 幼稚園の預かり保育や保育所の幼児教育ニーズの高まり</p> <p>・ 幼稚園と保育所の対象年齢、保育時間等の格差</p> <p>取組 ・ 幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和、統一化</p> <p>・ 関連する補助金の統合化又は弾力的運用</p> <p>効果 ・ 利用者ニーズにきめ細かく対応できる子育て支援サービスの充実</p>
		市町村立幼稚園の設置等 手続の簡素化	<p>課題 ・ 市町村立幼稚園の設置・廃止等に際し都道府県教育委員会の認可が必要</p> <p>取組 ・ 都道府県教育委員会への届出制に変更</p> <p>効果 ・ 地域の自主性・主体性を生かした幼稚園教育の提供</p>
		市町村の実施する子育て支援事業に対する支援等	<p>課題 ・ 地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実</p> <p>取組 ・ 各種補助制度の統合補助金及び交付金化</p> <p>効果 ・ 地域のニーズに対応した柔軟なサービス提供等が可能となり、子育て支援の充実</p>

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
地域での子育て環境の充実	地域における子育て支援体制の一層の整備促進	子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和	<p>課題 ・学校の空き教室の長期間の無償貸与の対象が学校法人、社会福祉法人に限定</p> <p>取組 ・市町村立小中学校の財産処分要件を緩和（NPO法人等も対象）</p> <p>効果 ・市民と行政の協働による児童の健全育成</p>
		児童養護施設等における調理業務に係る規制緩和	<p>課題 ・母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設等の調理業務は当該施設職員に限定</p> <p>取組 ・規制緩和による全面的な外部委託を可能に</p> <p>効果 ・民間企業が持つノウハウ等を活かした福祉サービスの質の向上と効率化</p>
		地域特性に応じた児童福祉施設の運営等に対する支援	<p>課題 ・児童虐待の増加など子どもを取り巻く問題の複雑・多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設への入所の増加 ・施設等での処遇の向上及び早期の家庭復帰 <p>取組 ・児童入所施設措置費等国庫補助負担金の交付金化</p> <p>効果 ・地域の特性に応じた児童の処遇や児童福祉施設の主体的な取組を支援し、児童福祉を向上</p>

高齢者・障害者暮らし安心プラン

・高齢化率(H14)全道19.0% 全国18.3%
・北海道の医師数(人口10万人当・H14)
都市部245人 町村部90人 全国209人

現 状

北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大であり広域分散型社会を形成しているため、**医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められている。**

課 題

- ・全国一律の医師標準数の算定基準では、過疎化が進み広大な地域に住民が分散して住んでいる地域において必要な医療体制が確保できない場合がある。
- ・過疎化が進展し、採算性から介護・福祉サービス事業者の参入が進まない。
- ・道や市町村の財政が厳しくなる中、効率的な施設整備が必要である。

課題: 全国一律の算定基準に基づく医師標準数や基準病床数

地域事情に即した医療の確保

地域の実情に応じた医師標準数の設定など

課題: 採算性から介護・福祉サービス事業者の参入が進まない。

過疎化に対応した地域福祉の推進

地域の実情に即した介護・福祉サービスの指定基準等の緩和など

高齢者・障害者が安心して暮らせる環境

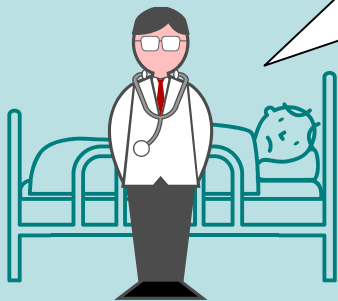
めざす姿

過疎地域でも高齢者が安心できるきめ細かな医療
民間事業者の参入が進みにくい地域でも安心できる介護・福祉サービス

高齢者・障害者が安心して暮らせる北海道

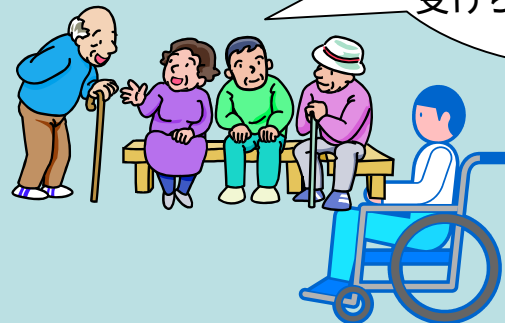


医師標準数の算定
基準の緩和



地域の実情に応じた
医療の確保が可能に
なった。

障害者支援費制度に
おける事業者指定基準
等の緩和



地域の実情や一人一人
の障害の状況に応じた
きめ細かいサービスが
受けられるようになった。

自治体病院等の再編整備
に向けた病床基準の緩和



地域のニーズに
即した病院の整備
が促進された。

地域実態に即した介護
サービス



いろいろなサービスが
受けられるようになった。



広い北海道に住んでいても、高齢者・障害者が安心して医療・福祉サービスを受けられることができる地域社会をつくっていきます。



高齢者・障害者暮らし安心プラン

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
地域事情に即した医療の確保	過疎地などに配慮した地域医療体制の整備	医師標準数の算定基準の設定権限の移譲	<p>課題 ・全国一律の算定基準に基づく医師標準数により、病院の役割などが考慮されず地域実情に合わない状況が発生</p> <p>取組 ・医師標準数の算定基準を道が独自に設定</p> <p>効果 ・地域の実情に応じた地域医療の確保</p>
		自治体病院等の再編整備に向けた病床基準の緩和	<p>課題 ・基準病床数の特例設定に関する厚生労働大臣の同意規定による病床規制</p> <p>取組 ・自治体病院の再編・整備に伴う基準病床数の特例に関する大臣同意の廃止、地方の裁量による基準病床数の運用弾力化</p> <p>効果 ・地域ニーズに対応した病院整備の促進</p>

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
過疎化に対応した地域福祉の推進	ライフサイクルや障害などに対応したサービスの充実	地域の実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和	<p>課題 ・採算性の低い過疎地域等における訪問介護等サービス提供事業者の参入促進</p> <p>取組 ・ヘルパー人数などの事業者の指定基準・介護報酬単価の地域実態に即した設定・運用</p> <p>効果 ・過疎地域における民間主体のきめ細やかな介護サービス</p>
		障害者支援費制度における事業者指定基準等の緩和	<p>課題 ・障害者のニーズや地域実情に対応した事業形態によるサービスの確保</p> <p>取組 ・事業者指定基準、支援費算定基準等の緩和</p> <p>効果 ・障害者のニーズや地域実情に対応した多様な事業形態によるサービス提供</p>

行政のワンストップサービス推進プラン

- ・北海道の面積 約83,500km²(国土のおよそ22%)
- ・人口密度 72.5人(全国平均340.4人の21.3%)
- ・支庁・道税事務所の数23カ所・税務署の数30カ所

現 状

北海道では、広い地域に住民が分散して住んでおり、国や道などに対して**行政手続をする際の移動などに要する負担が大きい。**

課 題

- ・国や道、市町村それぞれに対し、同様の手続を行う必要がある場合がある。
- ・国や、道、市町村で同種の事業を行っているにもかかわらず、道民への広報や相談に関する連携が不十分である。
- ・自宅や事業所からパソコンでインターネットを使って、国や道、市町村に容易に行政手続ができるようにするための仕組みが不十分である。

課題:法人の設立、設置の際に国、道、市町村それぞれに届出が必要

共同データベースの構築による法人設立届出の一本化

課題:国、道、市町村それぞれで実施しており、効率的でない。

税務に係る相談や広報事業の一元的実施

ワンストップサービスの実現

課題:国、道、市町村それぞれで検討、推進している。

共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一元化

現状:毎年課税

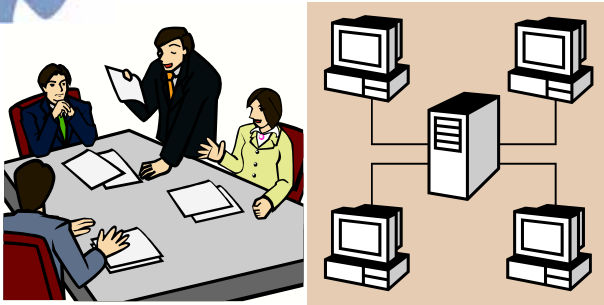
自動車税の車検時納入制度の導入

めざす姿

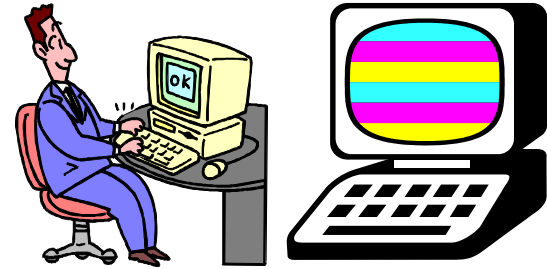
広さのデメリットを感じさせない行政サービス
住民サービスを最優先に行政の様々な壁を越える仕組み



行政のワンストップサービスを実現する北海道



国と道による共同データベースの構築による
法人設立届出の一本化



共通ポータルサイトの開設



税務に関わる相談・広報事業の一元化



自動車税の車検時納入制度の導入



何度も役所に足を運ばなくてもよくなったね。

行政のワンストップサービス推進プラン

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
ワンストップサービスの実現	広域分散型の北海道に対応した行政手続きの簡素化	共同データベースの構築による法人設立届出の一本化	<p>課題 ・法人の設立・設置及び届出事項異動の際には、国（税務署）、道（支庁、道税事務所）、市町村それぞれへの届出書提出が義務づけ</p> <p>取組 ・国と道による共同データベースの構築</p> <p>効果 ・届出の一本化による届出者の負担軽減</p>
		共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化	<p>課題 ・広域分散型地域における行政手続きの住民負担が大</p> <p>取組 ・国の地方支分部局、道、市町村の住民・企業向け共通ポータルサイト設立による行政手続きの電子化</p> <p>効果 ・広域性を補完する情報技術の活用による利便性の向上</p>

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
		税務に係る相談や広報事業の一元的実施	<p>課題 ・ 税務相談をする際には、国（税務署）、道（支庁、道税事務所）、市町村それぞれでの相談</p> <p>取組 ・ 国税、道税、市町村税に係る相談窓口や広報の一元化</p> <p>効果 ・ 納税者の利便性及び行政効率の向上</p>
		自動車税の車検時納入制度の導入	<p>課題 ・ 自動車保有に関する様々な手続きの煩雑さ</p> <p>取組 ・ 国が進める「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」化に併せた自動車税の車検時納入制度の導入</p> <p>効果 ・ 納税者の利便性の向上と徴税業務の効率化</p>

野生動物保護管理プラン

- ・エゾシカ農業被害額約30億円(H14)
- ・ヒグマによる人身事故の発生
- ・アライグマ等の外来種による生態系の攪乱

現 状

北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行ってきたおり、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るためには、全国一律ではなく、**本道の自然環境の特異性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築**が必要である。

課 題

- ・鳥獣保護法は基本的に全国一律の狩猟管理を行っており、本道特有の野生動物の生息実態に対応した保護管理の実現に限界がある。
- ・北海道では爆発的に増加したエゾシカによる農林業被害や、ヒグマによる人身事故、アライグマ等外来種による農林業や生態系被害が発生し、それらの問題の解決が求められている。

課題：自然環境に応じた独自の制度が必要

**本道の特性に応じた野生動物保護管理
制度の確立**

独自の狩猟制度など

課題：保護管理のための人材の育成が急務

保護管理を担う人材の育成・配置

独自の資格制度など

野生動物の適正な保護管理

めざす姿

北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境
野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道

ヒグマ、エゾシカなどの野生動物の適正な保護管理が行われる北海道

北海道特有の野生動物の生息実態に対応した制度が確立された。

本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立

保護管理を担う人材の育成・配置

保護管理を目的とする狩猟制度のおかげで、野生生物と人間活動がバランスをもって共存することができます。

野生動物保護管理プラン

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立	<p>全国一律の現行法（鳥獣法）は、本道の実情に合ったものとなっていないため、適正な保護管理を行う上で制約</p> <p>エゾシカによる農林業被害、ヒグマによる人身事故、アライグマ等外来種による生態系被害等の問題の解決が必要</p>	狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定	<p>課題 ・ 狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数は国が決定</p> <p>・ 現行は1日1人当たりの捕獲数制限のみで、狩猟期間を通じての総捕獲数設定が不可能</p> <p>取組 ・ 狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定権限の移譲</p> <p>効果 ・ 鳥獣の種類ごとの狩猟期間を通じた総捕獲数の設定</p>
		狩猟の期間の決定	<p>課題 ・ 狩猟期間は国が決定し、地域の実情や鳥獣の生態に応じた運用が困難</p> <p>取組 ・ 狩猟の期間の決定権限の移譲</p> <p>効果 ・ 地域の実情に応じた野生鳥獣の保護管理が実現</p>
		独自の新たな猟区制度	<p>課題 ・ 野生動物保護管理と森林等の土地管理との調整が困難</p> <p>取組 ・ 圏域単位での総合的な野生鳥獣の保護管理を目的とする猟区制度の創設</p> <p>効果 ・ 適正な野生鳥獣の保護管理</p>
		銃による夜間捕獲の実施	<p>課題 ・ 銃による夜間捕獲は法で禁止され、夜間畑に出没するエゾシカの有害鳥獣の捕獲が困難</p> <p>取組 ・ 有害鳥獣捕獲において安全が確保される場合は、銃による夜間捕獲を認める</p> <p>効果 ・ 有害鳥獣捕獲の効率化</p>

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
	事務の迅速化、簡素化	危険猟法の許可	課題 ・ 麻酔薬の使用等、危険猟法は国の許可権限であり、麻酔銃使用の許可手続きに多くの時間 取組 ・ 危険猟法の許可権限の移譲 効果 ・ 野生鳥獣の捕獲や移送において迅速な対応が可能 ・ 事務の迅速化、簡素化
		国指定鳥獣保護区での捕獲許可権限の移譲	課題 ・ 国指定鳥獣保護区での捕獲許可は国の権限であり、有害鳥獣捕獲の周辺地域との一体的実施が困難 取組 ・ 国指定鳥獣保護区での鳥獣捕獲許可の権限の移譲 ・ 特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲のみ対象 効果 ・ 本道の自然環境の特性に応じた適切な保護管理の実現 ・ 事務の迅速化、簡素化
		道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る国への協議	課題 ・ 環境省への協議及び環境省による省庁間協議は形骸化 取組 ・ 知事が行う鳥獣保護区の指定等に係る環境省への協議を廃止し届出制へと変更 効果 ・ 事務の迅速化、簡素化
		鳥獣捕獲許可の一部の手続きの簡素化	課題 ・ 反復継続される捕獲でもその都度許可手続きが必要で、申請者にとって過重な負担 取組 ・ 反復継続される捕獲許可の一部を届出制に変更 効果 ・ 申請者の負担を軽減し、事務の迅速化、簡素化
保護管理を担う人材の育成・配置	野生動物の保護管理を担うための人材を育成・配置するための制度が必要	独自の狩猟免許区分の設定	課題 ・ 保護管理を目的とした免許制度が無い 取組 ・ 野生鳥獣の保護管理を目的とした免許制度の創設 効果 ・ 有効な保護管理の実現
		独自の狩猟者登録区分の設定	課題 ・ 保護管理を目的とした登録区分が無い ・ 地域や鳥獣の種類毎の捕獲数調整が不可能 取組 ・ 野生鳥獣の保護管理を目的とした登録制度の創設 効果 ・ 有効な保護管理の実現 ・ 捕獲鳥獣の種類、数量、目的等に応じた登録制度による効果的な捕獲数調整